

専門委員会設置要綱

平成 17 年 10 月 18 日
国土審議会計画部会決定

(設置)

- 1 国土審議会計画部会（以下「部会」という。）に次の専門委員会を置く。
 - 一 ライフスタイル・生活専門委員会
 - 二 産業展望・東アジア連携専門委員会
 - 三 自立地域社会専門委員会
 - 四 国土基盤専門委員会
 - 五 持続可能な国土管理専門委員会

(任務)

- 2 専門委員会の任務は、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 ライフスタイル・生活専門委員会は、多様な価値観の中で想定されるライフスタイル、生活圏域のあり方、生活の場としての都市に関わる諸問題の観点から、全国の区域について定める国土形成計画に関する専門の事項を調査する。
 - 二 産業展望・東アジア連携専門委員会は、我が国の国際競争力や、東アジアとの都市間連携の観点から、全国の区域について定める国土形成計画に関する専門の事項を調査する。
 - 三 自立地域社会専門委員会は、人口減少が進展する中で、多様な社会的サービスを持続的に提供する仕組みや、地域の自立的な取組による地域活性化の観点から、全国の区域について定める国土形成計画に関する専門の事項を調査する。
 - 四 国土基盤専門委員会は、経済のグローバル化への対応や国民生活の安全・安心・安定の確保に資する国土基盤整備の観点から、全国の区域について定める国土形成計画に関する専門の事項を調査する。

五 持続可能な国土管理専門委員会は、国民の生活の基盤である国土を適切に利用して将来の世代によりよい状態で継承するため、持続可能な国土管理の観点から、全国の区域について定める国土形成計画に関する専門の事項を調査する。

(招集)

3 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

4 専門委員会は、専門委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし委員長は、やむを得ない理由により専門委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を専門委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

5 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

7 専門委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において処理する。

(雑則)

8 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成17年10月18日から施行する。

(参考) 国土形成計画の審議体制について

